

長期処方・リフィル処方箋について

当院では、以下の管理料を算定して計画的・継続的な治療や指導を行っている患者さまに対し、28日以上の投薬やリフィル処方箋(※)の交付が可能です。患者さんの病状に応じ、担当医が判断いたします。

- 特定疾患療養管理料
- 皮膚科特定疾患指導管理料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料
- 生活習慣病管理料(Ⅰ)
- 生活習慣病管理料(Ⅱ)

※ リフィル処方箋とは、医師が定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方箋のことです。

通院・在宅精神療法

当院では、認知機能障害や不眠症などの外来患者さまに対して、継続的な治療を行っています。

その一環として、以下のような対応が可能です。

- 患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメント
- 障害福祉サービス等の利用に係る相談
- 介護保険に係る相談
- 介護支援専門員からの相談への適切な対応
- 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援
- 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- 健康相談、予防接種に係る相談
- 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控える